

# とらいあんどぐる



## 男女共同参画社会とは

性別にかかわらず、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他のあらゆる分野における活動に参加する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会のことです。

《男女共同参画社会基本法・えびの市男女共同参画推進条例》

# ひとりで悩んでいませんか？

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために外出自粛や休業、休校などで家族と一緒に過ごす時間が多くなり、生活不安やストレスによるDV被害、児童虐待などの増加、深刻化が懸念されています。また、「コロナうつ」「コロナ疲れ」などの言葉も耳にするようになりました。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)ってなに？

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力のことをいいます。男性が被害者の場合もありますが、被害者の多くは女性です。

内閣府男女共同参画局の調査によりますと、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」は、年々増加し令和元年度は約12万件でした。

### なぐる・蹴るだけが暴力ではありません。

暴力と聞くと、多くの方は、なぐる、蹴るといった身体への暴力のみを想像するのではないのでしょうか。暴力にはさまざまな形態があります。

#### 身体的暴力

- ・なぐる、蹴る
- ・物を投げつける
- ・刃物などを体に突きつける など

#### 精神的暴力

- ・大声でどなる
- ・無視する
- ・大切な物を壊す など

#### 性的暴力

- ・性的行為を強要する
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない など

#### 経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・お金を取り上げる
- ・外で働くことを制限する など

#### 社会的暴力

- ・交友関係や電話、メールを細かく監視する
- ・実家や友人との接触を制限する など

#### 子どもを利用した暴力

- ・子どもの前で暴力をふるう
- ・子どもに危害を加えようと脅す など

※子どもの目の前で配偶者など家族に対して暴力をふるうことは「面前DV」と呼ばれ、子どもへの心理的虐待にあたります。

**Q 暴力をふるう人は特別な人ですか？**

**A 加害者は特別な人ではありません**

暴力をふるう人には、特定のタイプはなく、年齢・地位・学歴・職業等に一定の傾向があるわけではありません。職場や地域では穏やかで真面目と思われている人が、実は家庭で暴力をふるっている場合もあります。

**経済的な問題**

夫の収入がないと生活できない・・・

**子どもの問題**

子どもの学校はどうしよう・・・

**恐怖感**

逃げたら自分や家族に危険が及ぶかも・・・

**なぜ逃げないの？**

**孤立感**

助けてくれる人は誰もいない・・・

**思いこみ**

本当は優しい人・・・きっとなぐるのはストレスのせい・・・

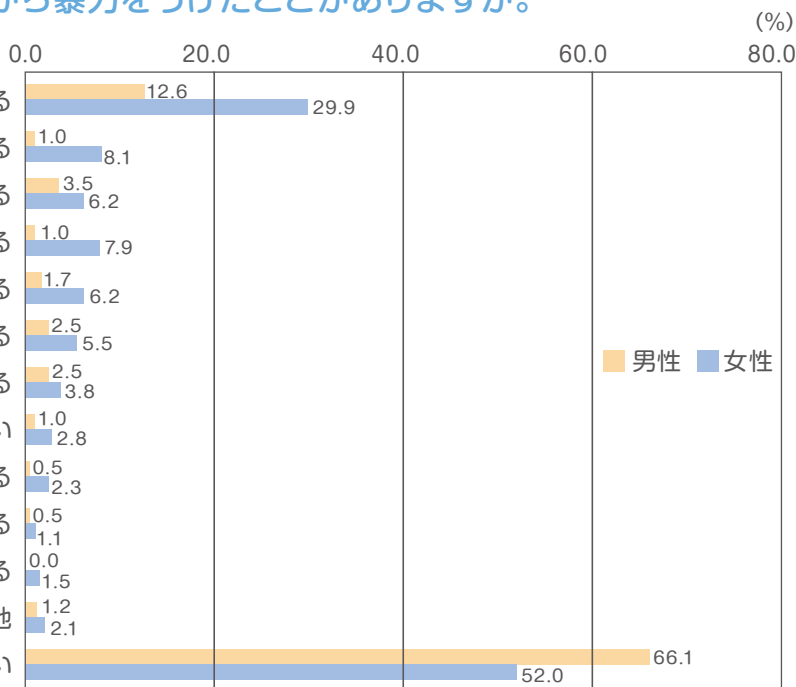
**◆暴力をふるわれていい人などだれもいません。**

たとえ配偶者や恋人であっても、暴力は決して許されるものではありません。

DVをなくすためには、誰もが他人事としてではなく、自分の身近な問題として認識し社会全体で解決すべき問題です。自分を責めたり一人で悩んだりせず相談してください。また、身近な人が悩んでいたなら、相談窓口にご相談することをすすめましょう。(相談窓口は巻末に記載しています。)

**◆えびの市の現状**

**夫や妻または恋人から暴力を受けたことがありますか。**



## 男女共同参画セミナー

11月14日

講師：井戸川 紀代子さん（NPO法人宮崎県防災士ネットワーク理事）

演題：今日から始めよう！もしもの備え 地域防災力の向上

毎年、全国各地で大規模な災害が起きています。いつ起こるかわからない災害に備えて、災害時にどのような点に注意したらよいか、男女共同参画の視点をまじえながらお話をしてくださいました。

### 参加者の声

大変勉強になった。再度、災害が発生した時の問題点や男女共同参画の視点からの防災を考えてみようと思う。「男女で共に考える」ことが大切であるという言葉が心に残った。



## 人権セミナー

11月20日

講師：山田 健二さん（LGBT交流会「レインボービュー宮崎」代表）

演題：LGBT（性的少数者）について学ぶ

LGBT（性的少数者）について正しい理解と知識を学び、多様な性を尊重しあって、だれもが自分らしく生きられる社会をめざすために、基本的理解と今私たちができる支援の形についてお話をしてくださいました。

### 参加者の声

最初から最後までとても分かりやすいセミナーだった。今回のセミナーを学校の先生、児童、生徒にも聞いてもらいたいと思った。LGBTの方が過ごしやすい環境づくりができるよう支援したいと強く思った。



## 市職員研修

11月18日

講師：財津 三千代さん（NPO法人ハートスペースM共同代表理事）

演題：DVの現状と課題

DVに対する理解を深め、DVの早期発見や二次被害防止のため、DVの現状や相談対応の注意点など日々の業務に対応できるよう市職員研修を実施しました。

### 参加者の声

DVはよく耳にして、ニュース等でも知ってはいたが、本当に理解していなかったと分かった気がした。今後もこのような研修に参加していきたいと思った。



# 男女共同参画社会ってどんな社会でしょう？

職場では 仕事中心の生活を見直してみましょう



「男性は家族を支えるために働くのが当然」といった意識をもっていないですか？

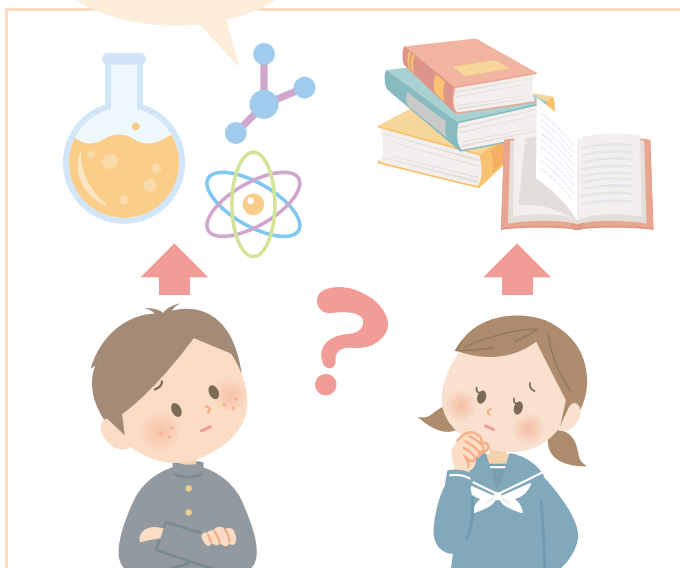
このような意識から男性の仕事への負担が大きくなりすぎ、過労死や自殺といった側面につながっているのかもしれません。

これからは



仕事もプライベートもどちらも大事。バランスをとって女性も男性も人生を充実させたいですね。

学校では 理科系は男性の方が向いているのでしょうか？



進路選択で「女の子は文科系、男の子は理科系」といった決め付けはありませんか？  
なりたい自分は人それぞれ。理想へのチャレンジを応援したいですね。

これからは



なりたい自分をイメージして、自分らしい進路を選びましょう。



## 男女共同参画パネル展

◆男女共同参画週間 6月23日～29日

◆女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日



## 相談窓口 困ったときは相談ください！

### えびの市女性相談所

☎ 0120-123-693 (無料) ☎ 0984-35-0152

※ 祝日・年末年始を除く

《電話・面接》月～金 (9:00～16:00) ※面接 要予約

### 宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)

☎ 0985-22-3858 ※ 祝日・年末年始を除く

《電話》月～金 (9:00～20:30) / 土・日 (9:00～15:00)

《面接》月～金 (9:00～18:00)

### 宮崎県男女共同参画センター

☎ 0985-60-1822 ※ 祝日・年末年始を除く

《電話・面接》月～金 (9:00～17:00) / 土 (9:00～16:30)

### DV相談ナビ (内閣府)

短縮ダイヤル # 8008 (はれれば)

※ お近くの相談窓口へ自動転送します。

※ 相談時間は、相談機関の受付時間内に限ります。

### DV相談+ (プラス) (内閣府)

☎ 0120-279-889 (つながはやく)

《電話・メール》24時間受付 《チャット相談》12:00～22:00

### 警察安全相談室

県警察本部 ☎ 0985-26-9110 短縮ダイヤル # 9110

《電話》月～金 (8:30～17:45)

各警察署の代表番号《電話》月～金 (9:00～17:45)

※ 緊急の場合は、上記時間外でも当直体制で対応可能

## ★出前講座をご利用ください。

市では、地域・団体・事業所・学校等への出前講座を行っています。「男女共同参画について」「人権について」など、担当職員及び宮崎県男女共同参画地域推進員がわかりやすくお話ししますので、どうぞご利用ください。

編集：えびの市総務課／男女共同参画推進グループ きさらぎ会

発行：えびの市総務課

電話：0984-35-3711 (内線350) メールアドレス：[somu@city.ebino.lg.jp](mailto:somu@city.ebino.lg.jp)